

平成 21 年 6 月 23 日

## 問い合わせ先

国土交通省海事局

総務課国際企画調整室

鈴木 (45-622)

海技課 小沼 (45-339)

## スリランカとの海技資格承認の取極について

標記に関し、平成 21 年 6 月 23 日、スリランカ人船員の受有する海技資格証明書を日本側が承認するための取極をスリランカ・港湾航空省商船局との間で締結しました。その概要は次のとおりです。

- ◎ スリランカが発給した海技資格証明書について、日本は当該証明書を有する者に対する試験等を行ったうえで承認を行い、その証拠として裏書を発給する（これにより、スリランカの海技資格証明書を有する者が、日本船舶に船舶職員として乗り組むことが可能となる）。
- スリランカは、この承認取極の根拠となる STCW 条約（1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）に基づき実施される訓練、資格証明について重要な変更が生じたときは日本に通知を行う。
- この取極は 5 年間の有効期間とし、特段実施に問題がなければ自動的に更新する。

（参考）日本船舶に配乗される外国人の海技資格証明書を日本側が承認するための取極をこれまでに締結した国（10 か国）

フィリピン、トルコ、ベトナム、インドネシア、インド、マレーシア、クロアチア、ルーマニア、ブルガリア、スリランカ（新規）